

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第4号

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鴨川市企業職員の給与に関する規程（平成17年鴨川市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第6項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。